

補助金等調書

(2-1)

番号	27	担当課名	土木管理課	補助開始年度	平成17年度	
補助金等の名称 側溝清掃補助金						
交付要綱等の名称 印西市排水溝清掃補助金交付要綱						
要綱に規定する 交付対象者 町内会、自治会及び町会を運営している者						
団体の運営に関し て補助金を交付し ている場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数		
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無(有・無) 有の場合は、類似団体数()					
	市の施策に対する貢献内容(当該団体への補助金等交付年数も記載してください。)					
助成 団体等 の状況	区分	平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入 内訳	市補助金	0	0	90,000	
		国庫補助金				
		県補助金				
		その他				
		一般財源	0	0	90,000	
	会費					
	事業収入					
	その他					
	合計	0	0	90,000		
歳出	人件費					
	事務費					
	事業費					
	その他					
	合計	0	0	90,000		
翌年度繰越金						
補助制度内容 (下部組織等の配分 も明記)	1 国補助 · 2 県補助 · 3 単独 · 4 市単独上乗せ					
	排水溝の内幅が30センチメートル以上あり、かつ、厚さが10センチメートル以上の蓋で覆われているもの又は排水溝の内幅が45センチメートル以上のものについて、排水溝の清掃作業延長1メートルにつき60円の範囲内					

	目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)
	① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)
	印西市第7次実施計画の施策と取り組みとして、「市民生活を支える道路網の整備・維持(道路の適切な維持管理の推進)」を進めている中で、市内の排水溝清掃を市が業者に委託した場合には、毎年、計画的な実施と多額の費用が必要となるが、地域の清掃活動等に、この補助金を交付することで、排水溝の清掃もより進み、市内の生活環境の保全と公衆衛生の向上が図れる。また、経費の削減も図ることができ費用対効果もあがる。
	② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)。
	複数の町内会等からの申請を考慮し1,500m×60(円/m)=90,000(円)の予算計上とした。
	③ 平成29年度の実績を記載してください (実績がない場合は、実績なしと記入してください。)
	実績なし
	④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。
補助制度の目的、効果、公益性	業務委託にて側溝清掃を行うと、約1,000円/m清掃費が必要となるため、経費削減の一助となる。
	⑤ 補助金交付の終期の目途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)
	側溝内には土砂等が毎年堆積し、側溝清掃は継続的に行うことが必要なため。
	⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。
	特になし。 今後、高齢化等により、町内会等で実施できなくなることも考えられることから、地域のニーズに応じ見直しを考えていく。
	⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)
	良好な生活環境の発展に寄与するもの
	排水溝清掃補助金を交付することにより、町内会等が区域内の清掃活動を行い、生活環境の保全と公衆衛生の向上に努めることができる。
担当課の判定	<input type="checkbox"/> 拡大して継続 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持で継続 <input type="checkbox"/> 縮小して継続 <input type="checkbox"/> 整理統合 <input type="checkbox"/> 廃止
判定の理由	市道に付属する排水溝の清掃は、市が業者委託により実施しているところで、当該補助金を活用し地域によって町内会等がその区域ある排水溝の清掃活動を行い、生活環境の保全と公衆衛生の向上を自助努力により実現でき、市が実施する場合に比べ廉価であり効果は大きいものと考える。

近隣市類似補助金等の状況

補助金等名	側溝清掃補助金
-------	---------

	補助率（定額補助の場合はその額）	補助上限額
成田市	無し	
佐倉市	無し	
四街道市	無し	
八街市	無し	
富里市	無し	
白井市	無し	
印西市	排水溝の清掃作業延長1メートルにつき60円の範囲内	

○印西市排水溝清掃補助金交付要綱

平成17年3月31日告示第66号

印西市排水溝清掃補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、町内会等が行う排水溝清掃活動に要する経費に対し、予算の範囲内において、印西市補助金等交付規則（昭和53年規則第6号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(補助対象事業者)

第2条 この要綱に基づき補助金の交付を受けることができる者は、町内会、自治会及び町会（以下「町内会等」という。）を運営している者とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の対象とする経費及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(実績報告)

第4条 規則第13条に規定する市長の定める書類は、次の書類とする。

(1) 排水溝位置図

(2) 清掃前、中及び後の写真

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

別表（第3条）

対象経費	補助金の額
町内会等の区域内にある排水溝の清掃活動に必要な経費	排水溝の内幅が30センチメートル以上あり、かつ、厚さが10センチメートル以上の蓋で覆われているもの又は排水溝の内幅が45センチメートル以上のものについて、排水溝の清掃作業延長1メートルにつき60円の範囲内